

## 告 示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年三月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月十九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 田 中 勝 也

<p>幸手境線</p>	<p>路線名</p>
<p>幸手市東三丁目二一四三番五地先から 同市大字上吉羽字堤外一八七一番五地 先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和三年三月二十日 (午後二時)</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十四年三月三十日付け埼玉県杉 戸県土整備事務所長告示第十一号で告示 した道路予定区域の供用開始である。 延長一六三五・〇〇メートル</p>	<p>備考</p>